行政改革推進プラン取組項目　進行管理台帳

大 項 目	（4） 新たな執行体制の確立	11			再掲	
中 項 目	ア 組織・機構の見直し	168				
項 目 名	決裁手続きの迅速化	達成度	○	所 管 課	総務局 人事課 全庁	
取組内容	意思決定の迅速化及び現場の判断を尊重するという組織文化の醸成を図るため、合議事項の削減、専決区分の引き下げ及び係相当の組織の長である課内室長への執行権限の付与など、決裁規程の見直しを行います。					
目 標		現 状		目 標		

工程表	項目	H22	H23	H24	H25	H26
	合議事項の見直し	実施		実施		
	決裁権限者の引き下げ		実施	実施	実施	
	専決事項の抜本的見直し			実施		

具体的取組み結果				
	平成22年度	平成22年4月に、合議事項の削減及び課内室長への執行権限付与を行いました。 ・合議事項の削減： 平成21年度　47項目、合議者職数110→平成22年度　34項目、合議者職数87 ・課内室長への専決権付与： 人事及び予算に関する事項を除く、課内室で所掌する事業に係る事項について、課長に準じる専決権を課内室長に付与	数値目標 進捗状況	―
	平成23年度	平成23年4月に、課内室長専決事項の拡大、係長専決事項の創設等を行いました。 ・課内室長専決事項の拡大： 共通専決事項のうち、「人事に関する事項」について、課内室長に課長と同等の決裁権限を付与しました。 ・係長専決事項の創設： 共通専決事項の「文書その他に関する事項」の軽微な照会・回答については、係長が専決できるようにしました。	数値目標 進捗状況	―
	平成24年度	平成24年4月に、共通専決事項・個別専決事項の規定範囲の見直し、課内室長・担当課長の権限拡大等を行いました。 ・共通専決事項、個別専決事項の規定範囲見直しと専決者の引き下げ： 共通専決事項のうち「財務に関する事項」について、①施行決定②支出決定等③契約の締結の決定の区分けを廃止し、同一案件については同一の専決区分を適用しました。また、市長専決事項を除く歳出予算の執行の専決区分を局長以下に引き下げました。 ・課内室長、担当課長の権限拡大 課内室長、担当課長に課長と同等の決裁権限を付与しました。 ・合議の見直し 合議すべき項目および職を見直し意思決定の迅速化を図りました。 平成23年度　26項目、合議職者数58→平成24年度　20項目、合議職者数24	数値目標 進捗状況	―
	平成25年度	平成25年4月に、決裁規程を見直し、課内室長・担当課長の権限拡大等を行いました。 ・課内室長、担当課長の権限拡大 課内室長・担当課長に、課長と同等の人事及び予算執行に係る決裁権限を付与しました。	数値目標 進捗状況	―
	平成26年度	―	数値目標 進捗状況	―